

競争入札参加者心得  
(電子入札案件用)

中 央 区

(趣旨)

第1条 この心得は、売買、賃貸、請負その他の契約の締結について、中央区(以下「区」という。)が東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行う一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものである。

(入札参加者の資格)

第2条 区は次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後、3年以内で区長が定める期間競争入札に参加させない。また、これに該当するものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年以内で区長が定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第3条 区は次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、直ちに競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。

- 一 入札参加者若しくは入札参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- 二 入札参加者又は入札参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- 三 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 五 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(資格確認及び指名の取消し)

第4条 一般競争入札に参加する資格を有することの確認(以下「資格確認」という。)を受けた者及び指名競争入札の指名(以下「指名」という。)を受けた者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当したときは、直ちに区に届け出なければならない。

- 2 区は、前項に該当した者に対して行った資格確認及び指名を、特別の理由がある場合を除き取り消す。
- 3 区は、資格確認を受けた者及び指名を受けた者について、経営、資産又は信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認及び指名を取り消すことがある。
- 4 区は、資格確認を受けた者及び指名を受けた者が第2条各号のいずれかに該当することとなった日から2年を経過していないことが判明したときは、当該資格確認及び指名を取り消す。

(入札保証金)

- 第5条 入札参加者は、その見積もる契約金額(単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を区の指示に従い、納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付しないことができる。
- 一 入札参加者が保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - 二 区において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

- 第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	その債権金額
銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行の支払保証書	その保証する金額

(入札保証保険証券の提出)

- 第7条 入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を区に提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

- 第8条 入札参加者は、仕様書(設計図・見本等)及び現場等を熟覧し、その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札を行わなければならない。
- 2 前項の入札は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
    - 一 落札算定基礎 総価とする。ただし、単価によるべきことを指示した場合には、その指示するところによる。
    - 二 入札書記載金額 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額とする。
    - 三 端数処理 総価で契約するものにあつては入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、当該端数金額を切り捨

てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとし、単価で契約するものにあつては入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額に 1 円未満の端数が生じても、その端数処理は行わない。ただし、当該契約に基づく請求金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。

- 3 図面、仕様書等に誤記又は脱落があつた場合において、当該誤記又は脱落が、提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(入札の辞退)

第 9 条 資格確認を受けた者及び指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 資格確認を受けた者及び指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札締切日時までに、電子入札システムにより辞退届を作成し、送信するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 10 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第 11 条 入札参加者は、電子入札システムの入札書に必要な事項を入力し、あらかじめ確認結果通知又は指名通知において示した入札締切日時までに提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、区が入札書と同時に積算内訳書等の提出を求めた場合は、電子入札システムの入札書の添付資料として積算内訳書等を添付しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第 12 条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第 13 条 開札は、電子入札システムにより、あらかじめ指定した日時及び場所において行う。

- 2 区は、開札にあたって、当該入札事務に関係のない区職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認める入札は、これを無効とする。

- 一 入札に参加する資格がない者の行った入札
- 二 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の行った入札
- 三 電子入札システムの入札書が入札締切日時までに、システムのサーバに到着していない入札
- 四 区が入札書と同時に積算内訳書等の提出を求めた場合の積算内訳書等の添付のない入札又は

- 添付された積算内訳書等の記載事項が不明なもの若しくは入札書の記載事項と一致しないもの
- 五 予定価格を事前公表している場合の予定価格を超える金額での入札
  - 六 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がないもの
  - 七 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
  - 八 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
  - 九 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
  - 十 他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をしたもの
  - 十一 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
  - 十二 一定の金額で価格を表示していないもの
  - 十三 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
  - 十四 最低制限価格を設けた場合の最低制限価格未満の価格で入札したもの
  - 十五 前各号に掲げるもののほか、特に区が指定した事項に違反したもの  
(再度入札)

第15条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第19条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わず、不調とする。

2 再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が前条の規定により無効とされなかった者に限る。

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条の規定により再度入札をする場合においては、再度入札前に入札に対する入札保証金の納付(入札の保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(落札者)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低(売却においては最高)の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、次条及び第19条に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とするところがある。

(低入札価格調査制度)

第18条 区は、工事又は製造その他についての請負の競争入札で低入札価格調査制度を採用した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回ったときには、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査の上、落札の可否を決定する。

2 前項の規定による調査の結果当該入札者を落札者としなかった場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち次順位者を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格未満の場合は、当該次順位者について調査を行うものとし、以

下同様とする。

3 低入札価格調査を行う場合には、当該入札者は区が行う調査に協力するものとする。

(最低制限価格の設定)

第19条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札参加者があらかじめ入札書に記入した「くじ番号」により電子入札システムにおいてくじ引きを行い、落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第21条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、電子入札システムにより入札参加者に知らせる。

(落札決定の取消)

第22条 落札者と決定された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、区において特別の理由がある場合を除き、当該落札決定を取り消す。

- 一 第2条及び第3条に定める行為があったことが明らかになったとき。
- 二 第4条第1項に該当するとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、著しく信用を失墜する行為があったとき。

(契約書等の作成)

第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して、5日以内に所定の条項による契約書を2部作成し、記名押印の上、内訳書等関係書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の期間は、区において必要があるときは、あらかじめ指示するところにより伸縮することがある。

3 落札者が、第1項又は前項の期間内に契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失うことがある。

4 区は、契約書の提出があったときは、区長が当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付する。

(入札保証金の返還)

第24条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、落札者に対しては契約書に当事者双方が記名押印した後、その他の者に対しては入札終了後、これを返還する。

(入札保証金に対する利息)

第25条 入札保証金には利息を付さない。

(契約保証金)

第26条 落札者は、契約金額(単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た

額とする。)の100分の10以上の契約保証金を、契約書の提出前に区の指示に従い納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、納付を要しない。

- 一 落札者が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 区が契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証証書が、担保として提供されたとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合に、確実な担保が提供されたとき。
- 五 物件の売却契約において、売払代金が即納される時。
- 六 前五号に掲げるもののほか、区が契約保証金の納付を要しないと認めるとき。

(履行保証保険証券の提出)

第27条 落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を区に提出しなければならない。

(契約保証金に対する利息)

第28条 契約保証金には、利息を付さない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第29条 次に掲げる契約は、仮契約を締結したのち、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月中央区条例第14号)の定めるところにより、区議会の議決後、本契約を締結する。

- 一 工事又は製造の請負で予定価格が1億8千万円以上のもの
- 二 動産の買入れ又は売払いで予定価格が5千万円以上のもの

(前金払の対象、率及び限度額)

第30条 前金払の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事(以下「土木工事等」という。)並びに土木工事等に係る設計、調査、測量及び工事監理(以下「設計等」という。)で、当該土木工事等又は設計等が前金払対象である旨を入札条件として明示したものについて行う。

2 前金払の率は、土木工事等については契約金額の4割以内、設計等については3割以内(いずれも10万円未満の端数は切り捨てる。)で入札条件に示した率とする。

3 前金払の限度額は、土木工事等については1億円、設計等については5,000万円とする。

(翌年度以降にわたる前払金の特例)

第31条 前払金は、原則として翌年度以降にわたる工事についても初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(前払金の請求)

第32条 前払金を請求しようとするときは、保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を区に提出しなければならない。

(中間前金払の対象、率及び限度額)

第33条 中間前金払の対象は、第31条第1項規定により前金払をした土木工事等で中間前金払対象予定工事である旨を入札条件として明示したものとする。ただし、部分払を受ける場

合は、中間前金払を受けることはできない。

2 中間前金払の率は、契約金額の2割以内で入札条件に示した率とし、限度額は5,000万円とする。

(中間前金払に係る認定)

第34条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において支払うものとする。

- 一 工期の2分の1を経過していること。
- 二 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(翌年度以降にわたる中間前払金の特例)

第35条 中間前払金は、原則として翌年度以降にわたる工事についても前条各号に掲げる要件を満たした年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、中間前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(中間前金払についての前払金の規定の準用)

第36条 第32条の規定は、中間前払金について準用する。

(建退共掛金収納書等の提出)

第37条 工事の競争入札における落札者は、入札条件で示したところにより、建設業退職金共済の掛金収納書及び労災保険加入確認書を区に提出しなければならない。

また、現場事務所及び工事現場の見やすい場所に、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示しなければならない。

(補則)

第38条 この心得に定めのない事項については、必要に応じて区と協議して定める。